

○「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）

改 正 案	現 行
8の6の2－5 規則第8条の6の2第5項に規定する注記については、次の点に留意する。 [1・2 略] 3 規則第8条の6の2第5項第4号の記載に当たっては、解約等に関する制限の内容が異なる投資信託等を複数保有している場合、投資信託等の基準価額を時価とみなす判断の前提となった解約等に関する制限の内容が類似する投資信託等ごとに集計したうえで、当該投資信託等の <u>貸借対照表計上額の合計額</u> に重要性があるものを対象として、解約等に関する制限の主な内容及び <u>貸借対照表計上額の合計額</u> を注記することができる。	8の6の2－5 [同左] [1・2 同左] 3 規則第8条の6の2第5項第4号の記載に当たっては、解約等に関する制限の内容が異なる投資信託等を複数保有している場合、投資信託等の基準価額を時価とみなす判断の前提となった解約等に関する制限の内容が類似する投資信託等ごとに集計したうえで、当該投資信託等の <u>貸借対照表計上額</u> に重要性があるものを対象として、解約等に関する制限の主な内容及び <u>貸借対照表計上額</u> を注記することができる。